

2025年3月28日

内閣総理大臣 石破 茂 殿
衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
財務大臣 加藤 勝信 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 伊東 良孝 殿
消費者庁長官 新井 ゆたか 殿
内閣府消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子 殿

全大阪消費者団体連絡会

事務局長 米田 覚

大阪府中央区内本町 2-1-19-430

TEL.06-6941-3745

地方消費者行政の強化のため、国の財政支援の継続・拡充を求める要望書

1. 要望の趣旨

地方消費者行政は、地域で消費者のくらしの安全・安心を守り、国においては事業者処分や政策立案の基礎データとして活用され、事業者の取引適正化と健全な発展にも貢献しています。その体制と施策が維持・推進されるよう、国は、地方自治体に対し、消費生活相談員の人材確保をはじめとする消費生活相談体制の維持・強化と消費者被害防止の各種施策に活用できる交付金措置を継続することを要望します。

また、地方消費者行政には、国と地方自治体相互の利害に関係し、国全体の水準を確保する必要がある事務が含まれていることに鑑み、従来の枠組みを超える恒久的な財源措置を国が実施することを要望します。

2. 理由

消費生活センターは、地域住民が消費者被害に遭ったとき、消費者問題専門家の資格を有する消費生活相談員が、消費者法制度の知見と最新の相談情報を活用して解決に向けて支援してくれる頼りになる相談機関です。しかも、消費生活センターに寄せられた相談情報は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を通じて全国で共有され、消費者被害防止の注意喚起に利用されるほか、国や都道府県による法令違反業者の指導・処分や国の法制度の改善のために活用されており、我が国全体の消費者行政の基盤です。

しかし、消費者庁創設後の消費生活相談件数は年間約 90 万件に高止まりした状態で推移しており、近年の消費者問題は、高齢者を狙った悪質訪問販売業者によるリフォーム工事商法被害、インターネット上の欺瞞的広告による詐欺的定期購入被害など、手口の悪質化・巧妙化が進んでいます。他方で、現在の消費生活相談員の処遇は高度な専門性に相応しいものでなく、雇用も不安定なままで、担い手の確保を阻害する事態が全国的に発生しています。

したがって、消費生活相談員の人材確保と消費生活センターの機能強化の施策を推進することが喫緊の課題です。のみならず、高齢者見守りネットワークの構築や適格消費者団体の設立・活動支援など、地方消費者行政による消費者被害防止に関する事業を一層充実・強化することが必要です。

消費者庁は、創設以来 15 年間にわたり、地方消費者行政を推進・強化するため、相談員の人件費にも充てられる 10 割交付の交付金を措置し、地方自治体の消費生活センターの整備や消費者被害防止の取組を支援してきました。ところが、この地方消費者行政強化交付金推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）の活用期間が 2025 年度末に終了を迎えるために、地方消費者行政が後退することが強く懸念されています。加えて、相談情報を全国で集約する PIO-NET システムが 2026 年度に更新時期を迎え、新システムに移行する予定ですが、その運営経費は自治体負担になると聞いています。

このまま推移すると、とりわけ財政力の弱い地方自治体においては消費生活相談体制の維持すらも困難となるおそれがあり、ひいては我が国の消費者行政の情報基盤が低下することになりかねません。

よって、要望の趣旨記載の措置を次年度予算に盛り込むことを要望します。

以上